

## 「光の道」構想に関する意見

意見提出元	個人
意見項目	意見内容
<p>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</p>	
<p>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</p>	<p>事業者間の競争には、それぞれの事業者が自前で光ファイバーケーブルを敷設する設備ベースの競争と、事業者がNTTから光ファイバーケーブルを借りてブロードバンド通信サービスを提供するサービスベースの競争とがあるが、わが国における光ブロードバンドサービスの健全な発展のためには、その両方の競争を進展させることが重要である。</p> <p>通信サービスのような技術革新のスピードが速い事業分野においては、複数の事業者それぞれが自前の通信設備を構築し最新の技術を追い求めて不断の努力を続けることによって品質・価格両面の本質的な競争が進展すると考えられる。一方、サービスベースの競争はNTTが敷設する光ファイバーの品質や価格に依存するものの、大掛かりな設備投資は不要であることから参入障壁を低くすることができるという点では優位性がある。</p> <p>総務省がこれまでとってきた政策は、NTTの光ファイバー網を他の事業者に開放させることでサービスベースの競争を促進させ、結果として他の事業者が自ら設備投資を行うインセンティブを失わせてきた。このため、一部の人口密集地域を除けば、米国のような複数の事業者による設備ベースの競争が行われることはなかったのではないと思われる。</p> <p>また、「光の道」構想においては、2015年までに100%の世帯で光ファイバーなどのブロードバンドを利用させることとしている。これは、需要のないところにも人為的に、しかも事業採算性に関わらず政府介入によって設備投資を行わせるものである。その設備投資主体としてNTTの設備部門を分離させることも選択</p>

肢とされている。

しかし、そもそもブロードバンドの普及率向上は需要を喚起する方法によるべきであって、需要のない所に政府主導で設備を敷設する方法は、道路・空港行政で一部行われてきたとされる無駄な公共工事の手法と何ら変わらないものである。また、競争促進の観点からすれば、事業採算がとれないために事業者による自発的な設備投資が期待できない地域についてまで、政府による支援(税金の投入またはユニバーサルサービス費用のような国民負担)を行って特定の事業者(NTTであれ、その他の事業者であれ)に強制することは、設備ベースの競争環境を人為的にゆがめ、サービスと市場の健全な発展を阻害することとなる。

中でも、NTTの設備部門を分離させることは政府公認の独占事業体を設立するに等しく、電電公社の時代への逆戻りではないだろうか。そのような独占事業体には、競争圧力も働かない中で技術革新や高品質な設備維持のインセンティブが働きにくい上に、サービスを提供する事業者がいずれもこの設備を借りてサービス提供する者ばかりでは品質や価格の差異を訴求しづらく、サービスベースの競争も不活発となり、サービスレベルでの革新も進展しづらくなるのではないか。

今回の「光の道」構想のような「はじめに設備投資ありき」の従来型の公共工事の手法を、技術革新のスピードが速く競争市場であるべき通信サービスに持ち込むことは、わが国の通信技術とサービス革新の時計を止めるに等しく、将来に大きな禍根を残すこととなる。ブロードバンドサービスのよりの普及のためには電子政府の更なる推進や関連する規制の撤廃など、需要を喚起するための政策を正攻法でとっていくことが望ましいと考える。